浜田市公共下水道事業受益者負担及び受益者分担に関する条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年10月26日

浜田市長　三　浦　大　紀

浜田市上下水道事業管理規程第4号

浜田市公共下水道事業受益者負担及び受益者分担に関する条例施行規程の一部を改正する規程

浜田市公共下水道事業受益者負担及び受益者分担に関する条例施行規程（令和6年浜田市上下水道事業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「負担金」を「負担金等」に改める。

第9条の見出し中「負担金」を「負担金等」に改め、同条第1項中「負担金の」を「負担金等の」に改め、同条第2項中「公共下水道事業受益者負担金徴収猶予基準」を「公共下水道事業受益者負担金等徴収猶予基準」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（負担金等の減免の範囲）

第9条の2　条例第9条第1項に規定する公共の用に供している土地又は家屋は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第14項に規定する公共施設の用に供している土地又は家屋とする。

第10条の見出しを削る。

第12条第1項中「負担金納付」を「負担金等納付」に改める。

第14条第1項中「負担金を」を「負担金等を」に改める。

別表第1中「公共下水道事業受益者負担金徴収猶予基準」を「公共下水道事業受益者負担金等徴収猶予基準」に改める。

別表第2中「公共下水道事業受益者負担金減免基準」を「公共下水道事業受益者負担金等減免基準」に改める。

別表第2条例第9条第2項第1号の項を次のように改める。

条例第9条第2項第1号	1　国若しくは独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独	1　国公立学校に関するもの	小学校、中学校、高等学校、大学、特別支援学校、幼稚園、職業訓練校等	75
		2　国公立社会福祉施設	保育園、児童養護施設、女性自立支援施設、高齢者福	75

	立行政法人又は地方公共団体若しくは地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人（以下「国等」という。）が公用に供し、又は供することを予定している土地又は家屋に係る受益者		祉センター、高齢者施設等	
		3　警察法務収容施設	刑務所、拘置所、少年鑑別所、少年院等	75
		4　一般庁舎	裁判所、警察署、県庁、市役所等	50
		5　社会教育施設及び体育施設	図書館、資料館、市民ホール、まちづくりセンター、体育施設その他これらに準ずる施設	50
		6　浜田駅関連施設	浜田駅関連施設	50
		7　公営駐車場	浜田市有料駐車場	25
		8　病院	医療センター、市立病院等	25
		9　公務員宿舎	職員寮、公舎等	25
		10　公営住宅	県営住宅、市営住宅等	25
		11　普通財産	地方自治法に基づく普通財産	0

別表第2条例第9条第2項第5号の項中「負担金」を「負担金等」に改める。

附　則

この規程は、令和8年10月26日から施行する。